

## 議会基本条例検討協議会（第7回）

平成24年7月12日（木）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1～4）

2 その他

午後1時00分 開会

傍聴人1名入室

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日は「議員の責務、活動原則」のうち「政治倫理」の部分、前回議論できなかった「市民参加、説明責任」と「目的」を協議したい。

前回、赤嶺委員からスケジュールがきついで、12月15日までとなっている議論の予定をもう少し延ばしてはどうかとの提案があった。以前配付している進行予定表（案）では、9月末以降に成文化した条文の検討で3回日程をとっている。現在条文案で議論が進んでいるので、この辺りで少し時間に余裕ができたのではないかとこのころで、議長とスケジュールについて相談するのは、もう少し様子を見て、議論の詰まり具合が必要であれば提案したい。

本日配付している資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 まずは政治倫理について協議したい。明るいまらい・やまとから資料が出されているので、意図や内容を説明してもらいたい。

【赤嶺委員】 倫理について規定の仕方はさまざまであり、その中で難しく書いているものと割と簡単に書いているものを2点資料に掲載した。

愛媛県議会は議会基本条例第22条で簡潔に規定している。

複雑なものに関しては、衆議院の政治倫理綱領を掲載した。5項目に渡り整備されている。

今回資料に掲載していないが、条文中に別の条例で規定するとして、別途政治倫理条例を制定している自治体として宮古市議会がある。倫理違反があった場合は、市民が倫理審査会の開催を要求できたりなど、かなり踏み込んでいる。

こういった事例を参考に、本市にあった倫理規程が整備されればと思い、資料を提出した。

【河崎会長】 本市議会の議会基本条例には、愛媛県議会の規定のような条文とし、別途政治倫理規程なり条例なり綱領をつくるべきという意見か。

【赤嶺委員】 あくまでも紹介であり、こうしたものを踏まえて協議したいということである。

【河崎会長】 資料4で掲載した赤穂市議会政治倫理条例は、かなり厳しい条例である。政治倫理に関する規程にはこのようなものも含まれるという共通認識を持ちたいと思い、紹介する。

第4条の政治倫理基準では第1号で「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」とあり、この考え方が貫かれている。第4号では「市が補助や助成をしている団体又は市の行政に直接関連する団体等の役員に就任しないこと」とあり、本市での協働事業や委託事業をしているNPOや自治会の役員も含まれてくるのではないかと。

第11条では第1項で「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業、又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営する企業」というところで、「市が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」と

あり、第2項で「実質的に経営に携わっている企業」を定義しており、実質的に地方自治法よりも厳しい内容になっている。

地方自治法では第92条の2で「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」規定されているが、赤穂市議会のほうが厳しい。自治法に関連する判例では、「保育所が、児童福祉法第24条の規定による措置により、市町村長から委託を受けて児童等の保育を行っている場合、この保育所の責任者が当該市町村の議会の議員であっても「請負」ではない」との判例や、「請負量が当該法人の全体の半分以上を超える場合は、請負に当たるといふべきであるが、超えない場合であっても当たるといふ場合がある」という判例があるが、赤穂市議会の条例のほうがかなり厳しい。

本市においてはどの程度の条文にするか。あるいは別途条例を設けるか。規程や要領にとどめるか。

【赤嶺委員】 現在、閉会中に何か事件が起きた場合、議会は当該議員に対しどのような対応がとれるか。

【河崎会長】 具体的にはどのようなイメージか。

【赤嶺委員】 閉会中に非常識な行為を行ったり、不祥事を起こしたりした議員に対し、議会が対応できる手段があるか。

【議事担当係長】 禁固以上の刑罰であれば公民権が停止されるため、失職になる。他市議会の例でよく見るのが、辞職勧告の決議案を出すという対処方法は見られるが、法的拘束力はない。

【赤嶺委員】 議会中であれば会議規則等で対応できるが、閉会中に判断に困る状況が起こった場合に対応する規程の整備は行われていないことがわかった。

【窪委員】 倫理について文章でこと細かく規定しても、それを守らなければ意味がない。衆議院の綱領を見ると現実的にはまったく守られていない。愛媛県議会のように基本的な規定を設けることでよい。仮に規定しなくても地方自治法の議員のあるべき姿を踏まえて行動することが、議員としてのあるべき姿である。

【中村副会長】 大和クラブも政治倫理を提案しているが、どのような趣旨か。

【古谷田委員】 議員としての志について、強い一文があればよい。議員の責務や活動原則にも倫理的な規定が入っているので、基本的な一文を入れて、細かくやるのであれば条例を別枠でつくるのがよい。

【河崎会長】 明るいまらい・やまとと大和クラブは、議会基本条例は基本的な条文とし、別途規程をつくったほうがよいという意見か。

【古谷田委員】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 別途つくったほうがよいかは、協議したい。

【河崎会長】 赤穂市議会は、自治会の役員、NPOの役員、市と契約する企業に勤務している役員というところに関し、厳しい規定をしているが、この点に関し何かあるか。

【井上委員】 条例としては愛媛県議会のような規定でよい。兼業禁止は地方自治法できちんと決められていることがあり、議員になったときに辞退した経験もある。地方自治法がある以上は、基本的な条文でよいのではないか。

【河崎会長】 愛媛県議会のような基本的な条文がよいとの意見が多いが、他に何かあ

るか。

【山田委員】 基本的な条文でよい。市会議員は地域に入って役に立てるところは役に立っていききたいという気持ちで活動している部分もある。自治会やPTAの役員になれない等あまりにも厳しく規定して制限するよりは、地域に入っていった市民とともに苦勞しながらやっていくという部分も大事である。地方自治法できちんと定められているので、その部分でやっていければよい。

何か不祥事等があったときに、すぐに対応するために規程を設けるという考えがあるのなら、別途考える余地がある。

【山本委員】 愛媛県議会のような一文を載せることでよい。

【大波委員】 愛媛県議会のような規定でよい。

【窪委員】 仮に問題を起こした議員がいた場合に、残りの議員がそれに対しどのような姿勢で臨むかである。辞職勧告決議もできる。条文は基本的なものとし、あとは市民が見てどうかということを考え行動を起こすということは、これかもあり得る。

【河崎会長】 条文は議員の活動原則の条文の第5項の次に第6項として「品位の保持及び政治倫理の向上に努めること」と加えるか、第5号の後段を「不断の研鑽及び政治倫理の向上に努めること」とするか。

【中村副会長】 当初第5項の次に加えることがよいと考えたが、政治倫理について1条持っていることを明確にするために、愛媛県議会の条例のように、別に「政治倫理」と見出しをつけて別条文にしたほうがよい。

【大波委員】 その意見に賛成である。

【河崎会長】 愛媛県議会の条文で「県民の代表として」は、議員の活動原則の条文第5号の「市民の代表であることを自覚し」とかぶるので、その部分は削除し、次号を「重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めること」とするか。

【山本委員】 第5号の「市民の代表であることを自覚し」を削除し、政治倫理の規定には「市民の代表として」と入れて、別条文にしたほうがよいのではないか。

【中村副会長】 第5号の「市民の代表であることを自覚し」は、わざわざ入れるのは自覚してないかのような形であり違和感があった。ここは削除し、別条文で愛媛県議会のような規定をするのがよい。

【河崎会長】 議員の活動原則の条文は、冒頭に「議員は、市民の代表として」とあり、同条第5号とかぶってもいる。第5号の「市民の代表であることを自覚し」は削除する。

政治倫理の条文は、見出しを「議員の政治倫理」とし、「議員は、市民の代表として、重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。」で仮置きとするか。大和クラブは、別に定めるといふ文言は入れないことでよいか。

【古谷田委員】 今の条文でよい。

【河崎会長】 事務局に条文の確認を求める。

※議事担当係長が朗読。

【河崎会長】 この内容で仮置きすることでよいか。

全 員 了 承

【窪委員】 議員の活動原則の条文の第4号は「自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うこと」となっているが、議員は、自らの議会活動だけでなく、行政の中身を明らかにして情報提供しなければならない。その部分が抜けている。

【河崎会長】 それも含めて議会活動ではないか。

【窪委員】 自らの議会活動だとイメージとして狭い。自らの議会活動と行政の内容を積極的に情報提供すると膨らませたほうがよい。

【河崎会長】 議会の役割の案2の条文第3号では「市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと」と入っている。

【窪委員】 議会だと全会一致すればよいが、そうならない場合もある。共産党は国民健康保険の滞納理由を高いからと言っているが、どうやって収納率を上げるかという立場で追求する議員もいる。

【河崎会長】 議員の行政に対する見解や意見は「自らの議会活動」に含まれる。

【窪委員】 一步踏み込んで、行政の仕組みも含めて、議会全体でまとまらないものでも、議員個々での追求内容を知らせなければならない。

【河崎会長】 「自らの活動について」とすればよいか。

【窪委員】 「自らの活動と行政の内容について」である。

【河崎会長】 行政については、行政が情報提供を行うのが筋である。

【窪委員】 行政は不都合なことは明らかにしない。それを議員が行政の中身として市民に知らせていくことを規定してもよいのではないか。

【中村副会長】 「自らの議会活動及び市政について」としてはどうか。

【河崎会長】 条文に入れなければやってはいけないこともないし、入れる必要があるのかというところもある。

【井上委員】 今の内容は、第3号と第4号ですべて網羅できていると思う。第3号で行政監視が規定され、第4号で情報提供を行うとある。もし変えるのであれば副会長が提案した内容がよいのではないか。

【赤嶺委員】 現状の条文案ですべて網羅できている。少し引っかかるのが「自らの議会活動」であるが、ここを「自らの議員活動」とすれば自分の判断で発信していけばよいとなるので、すべて網羅できる。

【窪委員】 国政に関わる問題を情報提供する場合、政務調査費を使う。市政に関係あるのかという意見もある。しかし、議員活動の一つとして国政に関わる問題であっても情報提供しなければならない。今のメディアは本当の問題点を指摘していない。それをかわってやるのが、議員の役割であり責務と考える。

【河崎会長】 窪委員の指摘は、第3号と第4号に入るのではないか。第3号の「政策立案及び政策提言」は市政に限定しているわけではない。

【窪委員】 市民新聞を発行しているが、できるだけ一般質問をした内容を明らかにしている。原発の問題でもそうしている。一般質問をやらなくて出すと、市政に関係ないことに政務調査費を使ってよいのかと言う人も現実にはいる。そういう問題もある。

【河崎会長】 第4号の「自らの議会活動」を「自らの活動」に変えることでよいか。

【大波委員】 窪委員はそれでよいのか。

【窪委員】 同意を得られれば、「自らの議会活動と市民生活に関わる問題について積極的に情報提供を行うこと」としたい。市民生活に関わることであれば、原発も消費税も

市民生活に関わる。

【河崎会長】 第2号に「市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること」とあるが、また繰り返すのか。

【窪委員】 第2号は市民の認識水準を把握するということである。第4号は市民の認識が至っていない問題について、情報提供するということである。重複はしない。

【山本委員】 副会長の案を再度確認したい。

【中村副会長】 「自らの議会活動及び市政について、積極的に情報提供を行うこと」である。窪委員の意見では市政に限らないとのことである。

【赤嶺委員】 そうであるなら「自らの活動について」でよい。第4号は発信する側の規定であり、市政であれ国政であれ、市民に関わることであれば、自らの活動について市民に情報提供できる。

【窪委員】 市民によっては大和市政に関係ないという意見がある。よって、先ほど述べたように規定することによって、市民生活に関わることであり発信することは責務であるとなる。いろんな市民がいる。

【赤嶺委員】 その時に、先ほど述べた条文を使えばよいのではないか。

【河崎会長】 窪委員の指摘は、それは市政に関わる課題ではないと言う市民がいるということのようである。

【窪委員】 市政に関わることを限定的な範囲でしかとらえない市民もいる。政務調査費は市政に関わる情報を提供することに使っているとの意識があるが、国政についても知らせなければいけないことがある。

【河崎会長】 その主張であるなら、市民生活に関わる課題と入れると、余計に窮屈にならないか。

【中村副会長】 赤嶺委員の主張は「自らの活動について」とすれば、自らの活動について何でも情報提供できるということであったが、窪委員は、市民の中には国政に関することは市議会議員の活動ではないと言う人がいて、議員として何でも情報発信はできるが、国政は市会議員が情報提供する内容ではないと言われてしまうので、根拠条文として入れたいということか。

【窪委員】 そうということである。政務調査費を使うのは、市政に関わる問題かどうかで神経を使う。一般質問で取り上げた内容であれば、市政報告費として政務調査費を使える。そういう制約がある。

【井上委員】 「自らの活動について」とすれば網羅できるのではないか。

【河崎会長】 書けば書くほど窮屈になるのではないか。

【窪委員】 現状でもやっているが、そういう市民もいる。

【山本委員】 「自らの活動等について」とすればよいのではないか。

【山田委員】 市政に直接関わらず国の政治に関わることを新聞等に載せて、政務調査費として支出することが実際にあるのか。

【河崎会長】 ないと思う。

【山田委員】 ないのであれば、市民に指摘を受けたときに、基本条例に規定しているからではなく、政務調査費の交付に関する条例で認められていると説明すればよいのではないか。

【事務局次長】 政務調査費は市政に関わる項目に限っている。一般質問は、会議規則

で「市の一般事務について、質問することができる」と規定している。そういう中で国政についての質問もあるが、政務調査費の使い道はあくまでも市政に関わることに限定している。

【河崎会長】 直接市政に関わらなくても、議員としての資質の向上のため、国全体に関わるようなことの書籍を買う等は認められているのではないか。

【事務局次長】 議員の資質向上は、市政の向上にもつながるのは認めている。

【山田委員】 政務調査費の交付に関する条例では市政に関わることに使うとなっているので、それに該当しない内容は、基本条例で規定したとしても新聞に載せることは認められないのではないか。

【窪委員】 政務調査費の使途は全国市議会議長会でガイドラインを出している。それに対してオンブズマン等から訴訟が起きている。常に規定どおりというわけにはいかない。社会の発展により市民の認識も変わっていく。規定しているからその範囲ということではなく、社会は動いている。ガイドラインでは事務所に使えるとあるが、市政に関係ないと言われる。会派内にも事務所を使用しており、その使用に政務調査費を使っていない議員がいる。

基本条例で一つの方向性を示せば、市政だけでなく原発などの問題も市民にお知らせすることが保障される。原案では窮屈である。

【河崎会長】 第4号は、2つの案で仮置きしたい。1つは「自らの活動について、積極的に情報提供を行うこと」。もう一つは「自らの議会活動及び市民生活に関わる課題について、積極的に情報提供を行うこと」である。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 続いて、「市民参加、説明責任」の項目を協議する。この項目について正副会長でまとめた条文を資料3に掲載している。副会長に朗読をお願いします。

※中村副会長が条文案を朗読。

【窪委員】 第2項で「休日や夜間あるいは地域に出向いて議会を開催する」とあるが、行政側も出席しなければならない。夜間や休日にやる必要性があるのか。休日以外は傍聴できないという市民がいる現実はあるが、コンビニが24時間営業するのがよい悪いという議論もあるが、24時間社会のあり方が問われている。議員が議会報告するのは構わないが、議会を開催すれば市長、関係部長も出席しなければならない。大変な経費もかかるが、それが市民の要求なのか。

【中村副会長】 新政クラブが提案している「出張委員会」は、県議会でも小田原で実施している。本市においても都市整備特別委員会で大和駅第4地区のことを議題とするときに第4地区に行って話せば、地域の方々が来られるかもしれないし、渋谷区画整理について議題にするときに、逆につきみ野あたりで開催すれば、高座渋谷の問題について、その地域の方々に知ってもらえる。

【山田委員】 市民に広く地方政治に関心を持っていただくという意味で、休日にしか来られないという方々もいるので、休日議会を提案している。出前議会は副会長が述べたことに近く、こちらから出向いて市民が傍聴しやすい環境をつくることが大事である。休日夜間は市側の負担や人件費等がかかる面はあるが、理想としてこのようにしていけ

ればということで、必ずやるということではなく、市民の参加手段の向上に努めるということで、これから検討できるのではないか。

第1項と第2項は、市民参加の機会を確保するという同じような内容が規定されている。1つにして「議会は、休日議会や出前議会の開催などを通じて、市民参加の機会を確保するよう努めなければならない」としてはどうか。

【河崎会長】 第1項は、議会の開催だけではなく、パブコメ等すべての参加機会を規定している。一緒にしないほうがよいのではないか。第2項の「参加手段の向上」は、だぶっているので、ここを改めたほうがよい。

【大波委員】 第2項から第4項は、議会に関わることしか規定していない。本当の市民参加は、審議会の公募委員、傍聴やパブリックコメント、ワークショップなどいろんな市民にさまざまなところに出ていただき、意見を言ってもらうことである。第2項から第4項は議会の審議過程に出るだけで非常に不十分である。

【窪委員】 行政が行う市民参加は大いにやってもらいたい、ここは議会における市民参加である。

議会を開催すると行政も出席しなければならない。共産党は「広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない」と提案している。議会として、例えば大和駅第4地区の問題で、そこに参加して意見を聴くということであれば休日夜間でもよい。ただし議会を開催となると大ごとになる。そこは分けて考えなければならない。

【河崎会長】 「休日や夜間」を削除すれば第2項はこのままでよいのか。

【窪委員】 「必要に応じて、議会は休日や夜間に地域の市民の意見を聞くために、場所を設けるようにしなければならない」ならよいが、素案は議会の開催となっているので、大きな違いがある。

【河崎会長】 それは議会報告会や意見交換会のイメージではないか。この条文は委員会などを地域に出向いて開催するということである。

【窪委員】 そういうことであれば駄目である。

【大波委員】 出向いて会議を開催とした場合、当局側は市長含め全部長が出席して、速記やさまざまな設備も必要である。そんなことができるのか。相当費用がかかる。

【事務局長】 まだ条例案を検討している段階であり、市側とは全く詰めてはいないが、大変な費用がかかることで、実現するまでには大変な困難が伴うのではないか。

【窪委員】 法律上は、議会は市長が招集する。市長が是としなければ、絵に描いた餅となる。議員だけで出向くことは一向に構わない。

【井上委員】 新政クラブの提案で、あえて委員会にしているのは、委員会の議論が一番活発であり、大勢行政の人間が出席しなければならないという議論は別の議論として置いておいて、出張して生の議論をその場で見てもらうことをイメージしている。できる、できないは行政側と調整が必要であるが、そういう方向性を提案している。

【中村副会長】 あくまでも委員会である。本会議は市長以下全部長、関係課長も来ることになるが、委員会は担当部関係に限られる。基地対策特別委員会を上草柳で飛行機が飛んでいる下でやるなどで、リアルな委員会が市民に傍聴してもらってできるのではないか。費用も委員会レベルであれば、そんなにはかからないのではないか。県議会は小田原まで行ってやっている。

【赤嶺委員】 新政クラブの案は非常によい案で、本庁舎でやることにこだわる必要は



ない。委員会でうまくいけば、本会議でもやってみようという話になる可能性もある。必要のない職員は来ない等、予算を削るところは削り、使うところに使うこともできる。そういう可能性を見出しながら進めていくことが重要である。

休日夜間開催については、現在の平日の9時からでは、普通の人には来られない。録画中継もあるが、配信までにタイムラグがある。市民が来やすいなら休日夜間にやるべきである。

【窪委員】 財政事情の問題だけでなく、委員会を開催するには本会議で議案を付託する必要がある。勝手にやるわけにはいかない。そこまで想定しての提案なのか。

【中村副会長】 県議会でやっている例がある。場合によっては県議会のやり方や、かかる費用を聞く事もできる。開かれた議会を目指すうえでは、考慮する必要がある。

【河崎会長】 県議会が小田原で開くことは、距離的に意味があると思うが、例えば大和駅周辺の方が生涯学習センターでの出張委員会に集まるイメージであれば、市役所で開くのとどう違うのかということもある。情報提供やアピールの仕方ではないか。第4地区について議題になることをきちんと知らせれば、生涯学習センターに行くより、もう少し足を延ばして、市役所に来てもらえるのではないか。

実際に休日・夜間議会を行った議会は結構多いが、結果として傍聴者は来ない。休日夜間だと来られないという主婦もいる。そういうことを踏まえて録画中継を充実させていこうというのが全国的な流れである。

【中村副会長】 夜間・休日議会を開催して傍聴者が飛躍的にふえるとは思わないが、平日の昼間には行けないという意見もあるので、議会側の努力として、いろいろな方法を試みたり検討したりする価値はある。それを待っていたという人もいるかもしれないし、そういう努力を議会として行ってみるべきである。この条文は努力規定であり、この条文に基づき努力をして、明らかに意味がなければやめればよい。

【河崎会長】 一旦仮置きとしたい。

赤嶺委員から録画中継の配信に時間がかかると話があったが、なぜあんなに時間がかかるのか。

【議事担当係長】 各市議会も同じタイミングで定例会が開催されており、業者に対して同じ作業が集中している。短縮には追加料金が発生してくる。議員ごとに編集してアップしているので、現状の契約内容では中3日ほどはかかってしまう。

【山本委員】 業者の作業は、ファイルの記憶形式のエンコードやファイルの編集作業をやっているのか。

【議事担当係長】 そのイメージではあると思うが、作業内容がその用語で合っているかはわからない。

【山本委員】 今発言した内容で合っていれば、業者に頼むほどのものではない。ソフトの使い方さえわかれば、職員でもできるし、私でもできるレベルのものである。

【議事担当係長】 本会議を運営している中での作業であり、業務の分散ということ、勉強してわかればできるとの指摘と思うが人事異動でいつノウハウのない職員が来るかわからないという職員体制の中で、委託という形で判断している。その作業だけを見ると自前でできるとの議論もあると思うが、総体的に見て現状の委託で行っている。

【山本委員】 議会事務局専任の職員を雇用する必要があると感じた。そのため議会予算をふやさなければならぬと感じた。意見である。

【河崎会長】 中3日は、かかり過ぎである。

第2項は仮置きとするので、市側がどのような意見なのかを情報収集しておいてもらいたい。

第3項及び第4項は、このままでよいか。

【山田委員】 第4項は、「委員会において」の次に「委員長の許可のもとに」と入れたほうがよい。

【河崎会長】 現状でも委員長の許可があれば休憩中にできることになっているが、各会派から出ているのは、許可がなくても発言できるようにという趣旨である。

【山田委員】 現在は許可をして休憩をとっている。休憩をとらずに議事録に残すことはよいが、委員長の許可としたほうがよい。

【河崎会長】 許可をしない委員長がいてもよいのか。

【山田委員】 「意見陳述等」とあるが「等」は何をイメージしているのか。

【窪委員】 資料を提示することもある。

【山本委員】 議論内容について、請願・陳情者に聞くこともある。

【河崎会長】 質疑に答えることも想定して「等」を入れている。

【窪委員】 問題は休憩をしないで議事録に載せるかどうかである。

【河崎会長】 「委員会において」としており、開催中に発言し議事録に残るという規定である。「委員長の許可を得て」を入れる必要があるか。

【窪委員】 入れたほうがよい。

【井上委員】 「等」には、その方の思いも含まれて、どんどんしゃべってしまう可能性も高い。何か歯止めになるものがないと、そうなることを否定できない。

【河崎会長】 この条文はできる規定である。また、会議はすべて議長や委員長の采配のもとに行われるので、市民に限らず議員でも一人で長々としゃべっている場合は、議長や委員長が制することができる。

【中村副会長】 請願者や陳情者ができるという規定であり、その権利を保障する規定の仕方である。当該者が行いたいと思えばできることになるので、この条文だと制することはできなくなるのではないか。

「等」に質疑が含まれるとのことであつたが、答えたくなければ答えなくてよいか。

【大波委員】 それはそれでよい。

【河崎会長】 市民参加の条文なのに第1項から第3項まで議会が主語になっているので、どこか一つは市民側を主語にしたい。

【窪委員】 委員長の許可のもとにという一文を入れたほうがよい。

【河崎会長】 皆の意見がそのようなので、「委員会において委員長の許可のもとに」とする。

ここでは「委員会」としているが、みんなの党大和はそれでよいか。

【山本委員】 本会議場で意見表明をする場を設けるという提案をしているが、各委員はどのように考えるか。

【河崎会長】 正副会長では本会議場では難しいと判断している。

【中村副会長】 どういうイメージなのか。

【山本委員】 名古屋市議会での市民の意見3分間スピーチのようなイメージである。

【河崎会長】 市民はどのように選出されるのか。

【山本委員】 定例会ごとに例えば5人の枠をつくり、公募して人数が多ければ抽選する。それぞれが時間内でスピーチをする。

【河崎会長】 テーマを決めて公募するのか。

【山本委員】 それでもよいし、テーマをフリーにしてもよい。

【河崎会長】 議会報告会や意見交換会の場では駄目なのか。

【山本委員】 そういうところでもよいが、本会議場で行うことに意義がある。

【中村副会長】 答弁するのか。

【山本委員】 答弁したほうがよいと合意されれば答弁していただきたい。

【河崎会長】 議員の一般質問のようなイメージか。

【山本委員】 そのような形でもよいし、スピーチでもよい。理事者側や他の議員の考え方もある。そういった場がないのでつくりたい。

【中村副会長】 大和市議会の場合も、意見表明したい人が28名であり、それより多くなった場合は選挙で選ばれる。

【窪委員】 一般的にはどんどん議員を減らす風潮である。本当に民主主義を保障するのであれば、議員の定数をふやすとか、一般質問の持ち時間をふやすべきである。市民の意見を聞いて、市民の代表として一般質問を行う。それを本会議で一般市民がとなると、大和市議会は何をやっているのか、一般市民にかわってそういうことができないのかとひんしゆくを買う。

【赤嶺委員】 今のみんなの党大和の提案と大和クラブの「市民による議会モニターの設置・委嘱」は似ている感覚を持つが、どうか。

【古谷田委員】 この提案は、市民を公募ではなく無作為に抽出してモニターを選出し、本会議や委員会に参加してもらい、そこで意見や思いを発言するなり、提言書を提出してもらいなりして、全協において全議員に諮る。若しくは、参加した方に思ったことを発表してもらいことでもよい。

【河崎会長】 モニターの方が感じたことを議員は改善するというくらいの権限があるのか。

【古谷田委員】 議決はしないが、実際に参加してもらって、感じたことを述べてもらう。述べるのか提言書を提出してもらうのかは、皆の意見を聞きたい。

【井上委員】 アメリカでは、無作為抽出の議員がいて、報酬も払い、そういう取り組みで投票率が上がったりしている州もある。裁判員制度のようなもので、なった人はものすごく勉強もする。大和クラブの提案は興味のある内容であり、検討する価値はある。

【河崎会長】 議会や議員活動について監査するイメージか。

【井上委員】 今の地方自治制度では議決権はないが、中で一緒になって議論する。

【河崎会長】 議会改革に関してというイメージか。

【古谷田委員】 全協でその方に発表してもらって議論してもよいと考える。

【河崎会長】 全部に出るのはかなり厳しい。例えば誰かの一般質問を聞いて、その内容は間違っているなどと言われても困る。

【井上委員】 先ほどのアメリカの事例では、選挙で選ばれる以外に、別途無作為抽出で選ぶ議員枠がある。地方自治法から変えなければできない話ではある。

【中村副会長】 例えば本協議会で10名の委員のほかに3名の市民枠があるというイメージか。

【井上委員】　そういうイメージを持っている。可否は表明できないが、議論に参加する。

【窪委員】　相模原市で議会をチェックする機関がある。あれはどういう位置づけか。

【河崎会長】　政務調査費の使途をチェックし、機関紙を出していて、どの議員がどのような質問をしたかが全部掲載されている。

【山本委員】　相模原市議会をよくする会は、基本は議会を傍聴し、どの議員が何を質問したかを機関紙に掲載し、その集大成として選挙前に議員の通信簿をつくり発行している。

【河崎会長】　議会モニターは第三者機関のようなイメージか。

【古谷田委員】　例えばツリーガーデンや第4地区の件で公募した場合、偏った方が来てその意見になってしまう可能性があるが、中立的な立場の人が議員側と行政側の意見をしっかり聞いて、中立的な立場で発言してもらえればと考える。

【河崎会長】　個人個人に意見や感想を言われても、あまり力がない。そういう意図なら、きちんと第三者機関として議会に物を言える権限を与えたほうがよい。

【窪委員】　第3項に「公聴会及び参考人制度の活用に努める」とあるが、こういう場で意見を聞けるのではないか。

【中村副会長】　行政に対する市民参加は、職員だけにやらせると信用できないから行うイメージがある。議会に対する市民参加も、議会は信用できないから市民の声を聞かせるために行うイメージがある。今回の議会基本条例で一番大事にしたいのは二元代表制であり、しっかりと行政と対峙できる強い議会をつくり、その強い議会が市民の声を吸い上げて、議論を喧々諤々で行うことである。市民参加を否定はしないが、とにかく市民に大勢入ってもらい、議員を監視してもらおうというスタンスではなく、あくまでも28人の議員でしっかり議論をできる環境をつくるのが大事であり、その範囲での市民参加にしたいと考えている。

【河崎会長】　市民参加の条文は、素案の内容くらいでよいということか。

【中村副会長】　そういうことである。

【古谷田委員】　自治基本条例は市民が参加し、市民だけでつくったのか。

【河崎会長】　市民だけでなく行政の職員も数名委員として入り、学識経験者とファシリテーターも入り、つくっていった。

【古谷田委員】　本協議会にもモニターとして数名参加させたいとの思いもあった。

【中村副会長】　自治基本条例は、市民が中心となって議論したが、呼びかけたのは行政であり、最終的には市長提案の条例である。今回の議会基本条例は議員提案となる。

【河崎会長】　本協議会に市民を入れて協議する方法もあったが、本市議会は議員だけが委員となりつくっていくという方法を選んだ。しかし市民の意見を反映させるために、ある程度条文がまとまった段階で、フォーラムを開催するなどの形はとらなければならない。

市民参加の条文については、仮置きとする。

続いて、「目的」の項目を協議する。副会長に朗読をお願いします。

※中村副会長が条文案を朗読。

【窪委員】　この条文は議員と議会で、議会が先に来ている。議員を先にして議員が議会を構成しているというとらえ方をしたほうがよいのではないか。3行目は「議員及び

議会の活動原則等」としたほうがよい。

【山本委員】 そうであれば1行目は「議員が構成する議会」となるのではないか。

【河崎会長】 そうではないようである。「選挙により選出された」の主語は議員なので、こういう書き方になる。

3行目は、「二元代表制」という文言の流れの中では、「議会及び議員」ではないか。

【窪委員】 特にこだわらない。

【大波委員】 地方自治や憲法に基づいてという用語が必要ではないか。

【河崎会長】 おそらく前文がつくことになる。そこでどの程度書くか。前文と目的が全部かぶっていてもどうかということもある。「目的」は一たん仮置きして、前文でどの程度書くかによって調整が必要になる。

本日はここまでとし、今回は7月26日に開催予定で、「委員会等」「議会と市長との関係」「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」について協議する予定である。

【赤嶺委員】 資料1の25に、明るいみらい・やまとの提案で「議場・委員会室の公開（議会疑似体験）」とあるが、議会広報の項目に移動してもらいたい。

【河崎会長】 そのように移動する。

ほかになければ、以上で終了する。

午後3時03分 閉会